

施行地区の位置・コンセプト

■ 施行地区の位置

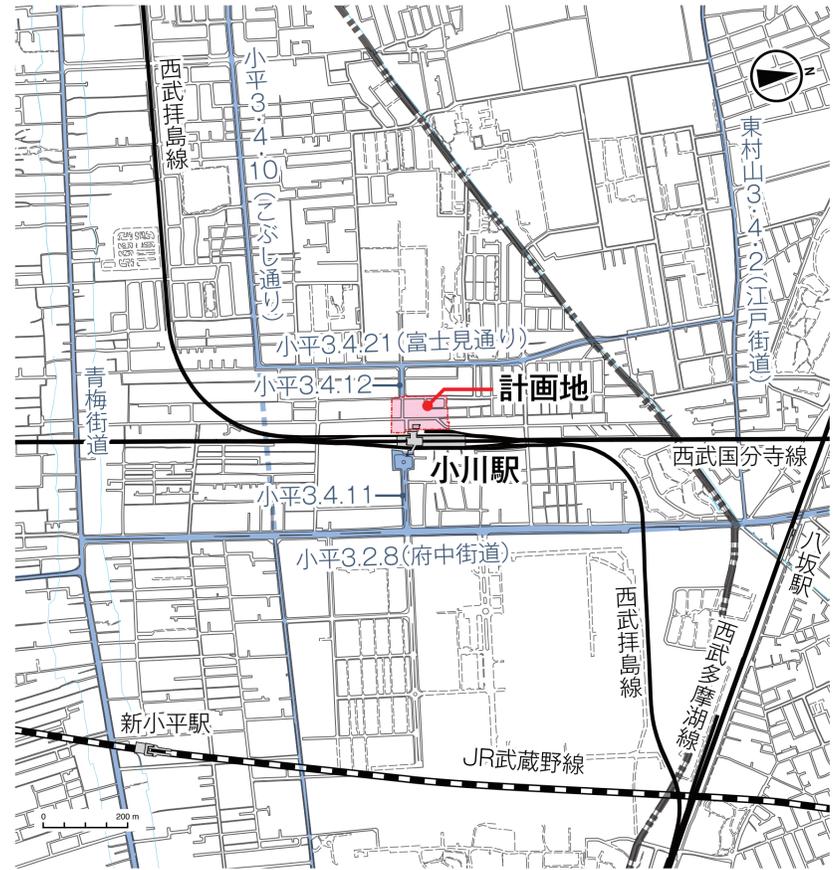
- ・ 施行地区の位置：東京都小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目各地内
- ・ 施行地区の面積：約1.2ha

施行地区の概況

本地区は、小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目の一部で、平成29年(2017年)3月に策定された小平市都市計画マスタープランで定める西地域に位置し、平成30年(2018年)8月に都市計画決定された小川駅西口地区地区計画の区域(約10.0ha)内にあります。

西武拝島線及び西武国分寺線小川駅の西に隣接し、区域の南側は都市計画道路小平3・4・12号線の交通広場が計画され、小平市の西地域の交通結節点として、当地域の拠点的作用を担うまちづくりが求められています。

また、宅地の狭小化、建物の老朽化が進行し、土地の低未利用など、まちの更新・再整備が遅れている状況にあるとともに、交通広場が未整備であり地区内の道路幅員は狭く、歩車分離もなされていないなど、都市基盤も脆弱な状況にあります。



■ 事業コンセプト

本地区は、権利者を主体とする市街地再開発事業により、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、交通広場をはじめとする都市基盤の整備とあわせて、商業・業務や公益施設、住宅などの多様な生活機能が集約する「小平市の西の玄関口」としてふさわしい地域拠点を形成することを目的とします。

併せて、安全性と防災機能の向上を図り、住みよい住環境を創出します。

concept 1

交通結節点にふさわしい
都市基盤の整備



地域の交通結節機能に資する交通広場の新設、区画道路の拡幅及び新設、日常に人がふれあい憩う場となる広場1号((仮称)小川にぎわい広場)の整備等、交通結節点にふさわしい都市基盤の整備を図ります。

concept 2

地域のにぎわい・
交流の場づくり



商業店舗や公益施設などの生活機能を集約して、地域の生活を支える複合市街地を形成します。また、交通広場と広場1号((仮称)小川にぎわい広場)をつなぎ南北の連続性を高める「貫通通路」を敷地内に設置し、にぎわいにあふれ多様な交流を生み出す魅力ある都市空間を創出します。

concept 3

安心して住みよい
防災性の高い住環境の創出



安全性、快適性を確保した歩行者空間を整備するとともに、交通利便性を活かした住みよい良質な集合住宅の整備を図ります。また、再開発による建物の不燃化及び耐震化、都市基盤整備により、地域の防災性向上を図ります。